

品川区小型船舶利用要綱

制定 平成25年 3月25日区長決定 要綱第 58号

改正 平成25年12月 6日区長決定 要綱第152号

改正 平成27年 1月22日区長決定 要綱第453号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）に寄贈された小型船舶（以下「船舶」という。）を適正かつ有効に活用するため、船舶の利用について定めることを目的とする。

(名称)

第2条 船舶の名称は次のとおりとする。

(1) すずかぜ [船舶番号：230-52078東京]

(2) せせらぎ [船舶番号：235-44560東京]

(3) はまかぜ [船舶番号：230-53496東京]

(利用目的)

第3条 船舶の利用目的は、次の各号のとおりとする。

(1) 災害時における河川施設等の緊急点検および緊急物資・人的輸送

(2) 河川施設等の維持管理および日常点検

(3) 「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づく施策の推進

(4) その他区長が特に認めたもの

(利用形態)

第4条 船舶は、区の利用に支障とならない範囲において、前条の利用目的に基づいて区長が適当と認める者に貸与し、利用させることができる。

2 区が船舶を利用する場合は、船舶の運行は委託するものとする。

3 区長は前項の規定にかかわらず、区が利用する場合は、区職員で別に定める資格条件に該当するものに、船舶の操縦をさせることができるものとする。

(管理)

第5条 船舶の管理事務は防災まちづくり部河川下水道課が所管し、分掌事務は次の各号のとおりとする。

(1) 船舶の維持管理に関すること。

(2) 船舶の利用に関する企画・運営の庁内調整に関すること。

(3) 船舶の貸借契約および貸借先との連絡調整に関すること。

2 区長は、適当と認めるものに船舶を貸与し、または委託して維持管理させることができる。

3 船舶の係留場所は、天王洲運河水辺広場（東品川一丁目3番先）に接続する区有棧橋とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。